

THE COMMITTEE OF EUROPEAN SECURITIES REGULATORS

執行決定に関する EECS*のデータベースからの抜粋(XIV)

(2013年10月公表)

*(European Enforcers Co-ordination Sessions の略)

目次

I 番号 EECS/0213-01—金融資産及び負債の認識の中止	3
II 番号 EECS/0213-02—貸付金及び債権への金融資産の分類	4
III 番号 EECS/0213-03—ローン・ポートフォリオにおける組込フロアーに係るヘッジ会計	6
IV 番号 EECS/0213/04—金融商品から生じるリスクの性質及び範囲	8
V 番号 EECS/0213-05—コモディティ契約の額面を変更するために支払われた金額のキャッシュ・フロー区分	12
VI 番号 EECS/0213-06—売上原価における棚卸資産の原価の表示	13
VII 番号 EECS/0213-07—連結範囲	14
VIII 番号 EECS/0213-08—企業結合における無形資産の識別	16
IX 番号 EECS/0213-09—非支配持分を取得するための条件付支払	17
X 番号 EECS/0213-10—繰越税務欠損金から生じる繰延税金資産	18
XI 番号 EECS/0213-11—セグメント開示—地域に関する情報	20
XII 番号 EECS/0213-12—公表されているものの発効していない新基準の開示	21

本報告書で使用している略語及び頭字語の一覧

CGU	資金生成単位
CU	通貨単位
EBIT	支払利息前税引前利益
EBITDA	支払利息・税金・減価償却・償却控除前利益
EEA	欧州経済地域
EC	欧州委員会
EEC	欧州経済共同体
EU	欧州連合
IAS	国際会計基準
IASB	国際会計基準審議会
IFRS	国際財務報告基準
IFRS IC	国際財務報告基準解釈指針委員会
NCI	非支配持分
NPV	正味現在価値

(注) 本抜粋で参照されている IFRS は、財務諸表作成時に適用された IFRS に基づいており、翻訳時点(2014年)では、すでにそれらの基準の多くが改訂されている。本文書を参照する際には、現在適用されている IFRS とは内容が異なっている場合があることに留意が必要である。

I 番号 EECS/0213-01—金融資産及び負債の認識の中止

事業年度:2011年12月31日

論点の分野:金融資産及び負債の認識の中止

関連する基準書:IAS第39号「金融商品:認識及び測定」

発行者の会計処理についての記述

1. 2011年、発行者は最上位の親会社に対して融資枠契約を通じて融資を行い、支援契約が付された公募文書を通じた優先証券発行の手配を行った。発行者は、取引全体が、「パススルー」契約として組成されたものであり、発行者の観点からは経済的実質はないと主張した。したがって、発行者はこれらの取引を1つの取引として会計処理していた。
2. 発行者は、融資の実行により生じた金融資産と、優先証券の発行により生じた金融負債の両方の認識を契約の開始日に中止すべきだと主張した。これは、どちらも同じ契約条件を有しており、資産から受領した現金は負債の返済に使用されているという理由からであった。
3. 発行者は、以下の理由から、IAS第39号により資産の認識の中止が要求されていると考えた。
 - IAS第39号第19項¹(a)において、企業は、原資産から同等の金額を回収する場合を除き、最終受取人への支払義務を有してはならないとされている。発行者の資産と負債の条件は完全に一致しており、発行者はその債務の返済原資となりうるその他の資産を有していなかったため、取引の経済的実質はこの条件を満たしている。
 - IAS第39号第19項(b)において、企業は、譲渡契約により、原資産の売却又は担保差入れ(最終受取人にキャッシュ・フローを支払う義務に関する担保としての差入れは除く)を禁止されていなければならないとされている。融資枠契約は、理論上、売却又は担保差入れが可能であるが、支援契約は優先証券の保有者の同意がなければ売却又は担保差入れを行うことはできない。発行者は、両方の契約を一緒に考慮しなければならないと考え、当該取引の経済的実質はこの条件を満たすと判断した。
 - IAS第39号第19項(c)において、企業は、重大な遅滞なしにキャッシュ・フローを送金していなければならないとされている。資産及び負債の条件は完全に一致しているため、発行者は、当該取引の経済的実質はこの条件を満たすと判断した。
4. 発行者は、当該金融負債は、金融負債が消滅した時(すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し又は失効となった時)にその認識の中止を要求しているIAS第39号第39

¹【訳者注】IFRS第9号「金融商品」では、3.2.5項に該当する。

項²に従って認識を中止すべきであると主張した。発行者の取引は、互いを考慮して同時に締結されたものであるため、認識の中止に係る要件を考慮するにあたり、負債は資産と一緒に考慮されるべきである。発行者は、その後、資産の所有に係るリスクと経済価値のすべてを優先証券の保有者に移転し、その結果、認識の中止が行われた。資産から受領するキャッシュ・フローを送金する以外の義務を有しないことになったため、当該移転により当該優先証券に係る発行者の義務は免責された。

執行決定

5. 執行者は、金融資産及び金融負債の認識の中止に同意せず、その両方を財政状態計算書に表示すべきであるとした。

執行決定の根拠

6. 優先証券の保有者が発行者に対する第一順位の償還請求権を有する。IAS 第 39 号の第 19 項及び第 39 項を適用する場合、個別の契約における契約上の取決めの分析が行われることになる。2 つの契約は契約上リンクしていないことからパススルー契約は存在せず、発行者は、現金の受領と支払が同時に生じる 2 つの個別の契約を有していることになる。最上位の親会社から受領するキャッシュ・フローを優先証券の保有者に「パススルー」することを定めた契約上の義務は存在していなかったことから、IAS 第 39 号第 19 項(a)は満たされておらず、資産の認識を中止することはできなかった。
7. 契約書には、最終受取人にキャッシュ・フローを支払う義務に関する担保としての差入を除く、原資産の売却又は担保差入れの禁止は含まれていなかったことから、IAS 第 39 号第 19 項(b)は満たされていなかった。
8. どちらの契約にも同じ支払日が定められていたものの、これらの契約を拘束する契約上の義務は存在しない。したがって、発行者は、優先証券保有者に対する義務を履行するため、融資枠契約に基づく金額を自身のために回収していることになる。したがって、IAS 第 39 号第 19 項(c)の要求事項は満たされていなかった。
9. 当該資産は認識の中止の要件を満たさなかったため、パススルー契約は存在せず、優先証券から生じる金融負債は消滅していなかった。したがって、当該負債は、IAS 第 39 号第 39 項に従って認識を中止すべきではない。

II 番号 EECS/0213-02—貸付金及び債権への金融資産の分類

事業年度:2011 年 12 月 31 日

論点の分野:貸付金及び債権

² 【訳者注】IFRS 第 9 号では、3.3.1 項に該当する。

関連する基準書: IAS 第 39 号「金融商品: 認識及び測定」

発行者の会計処理についての記述

10. 発行者は、第三者である投資家に対して債券を発行し、その受取金を「議決権を伴わない出資 (silent contribution)」契約を通じて親会社に投資した。この議決権のない出資の条件は次の通りであった。
- 議決権のない拠出は、拠出の額面金額の 7.25% の利益分配を受ける権利を有する。
 - 親会社の年間損益がマイナスになった、又はマイナスになる場合、利益分配は生じない。
 - 議決権のない拠出は、親会社の損失を一部負担する。これは、その結果親会社に損失が生じない又は親会社の損失が増加しない場合に補填される。
 - 議決権のない拠出は、親会社のみが終了することができる。これには、2 年間の通知期間が必要であり、当該拠出の通知時点の帳簿価額が、拠出の額面金額と等しく、親会社のソルベンシー比率が 9% を上回っている場合にのみ可能となる。損益の分配は、この 2 年の間も続く。
11. 発行者は、IAS 第 39 号第 9 項に従い、この議決権のない拠出を「貸付金及び債権」に区分していた。第 9 項の(c)の条件は、保有者が、信用低下以外の理由により、投資額の実質的に全額を回収しない可能性がある場合、金融商品を貸付金及び債権に分類することを禁止している。これに該当する場合、その金融商品は「売却可能」に分類しなければならない。
12. 発行者は、IAS 第 39 号第 9 項における「信用低下」という用語は、IFRS 第 7 号付録 A に記載される「信用リスク」の定義(金融商品の一方の当事者が債務を履行できなくなり、他方の当事者が財務的損失を被ることとなるリスク)と関連付けてはならないと主張した。発行者によれば、「信用リスク」は一時点に関係するものであるが、「信用低下」は一定期間にわたり生じるものである。
13. 発行者は、赤字になる企業は、信用度の低下が見られる可能性が高いことに留意した。発行者は、子会社の損失負担につながる親会社の赤字と、「信用低下」は 1 つのシナリオにおける切っても切れない側面であると主張した。

執行決定

14. 執行者は、議決権のない拠出を貸付金及び債権に分類することに同意せず、「売却可能」に分類すべきであったと判断した。

執行決定の根拠

15. 契約条件によれば、信用低下以外の理由により、議決権のない拋出の保有者が投資のすべてを回収できない状況が存在する。返済金額が拋出の額面金額を下回る場合、親会社は投資の全額を発行者（議決権のない拋出の保有者）に返済することは求められない。契約条件によれば、一部を返済後、発行者に対する債務は完全に履行されたことになる。これは、次のいずれかの場合である。
- 2年の通知期間内に議決権のない拋出の減少が生じた場合。この場合、親会社は帳簿価額及び拋出の額面金額よりも少ない金額の返済を要求される。
 - 親会社が倒産した場合に親会社の損失を吸収したことにより、議決権のない拋出の帳簿価額が減少した場合。この場合、債券保有者の請求権は減少する。
16. 信用リスクは静的な概念ではなく、一定期間にわたり変化する可能性のある貸付金に不可欠な側面である。したがって、信用リスクと信用低下は同じもの、すなわちある当事者が義務を履行できなかったことにより他方の当事者に損失を生じさせるリスクを指している。
17. 信用低下と損失の負担は、ある程度の関連性はあったとしても2つの異なる事項である。実際、企業は信用低下につながらなくても損失を負う場合がある。

III 番号 EECS/0213-03—ローン・ポートフォリオにおける組込フロアーに係るヘッジ会計

事業年度:2012年12月31日

論点の分野:ヘッジ会計

関連する基準書:IAS第39号「金融商品:認識及び測定」

発行者の会計処理についての記述

18. 発行者は金融機関であり、金利フロアーが組み込まれている変動金利の住宅ローンのポートフォリオを有している。IAS第39号第11項(a)³の要求事項に基づき、組込フロアーの経済的特徴及びリスクが、主契約の経済的特徴及びリスクに密接に関連しているとして、当初認識時、組込フロアーは原商品から分離すべきではなく、デリバティブとして会計処理すべきでないと判断された。IAS第39号AG33項(b)⁴では、組込フロアーが、契約の発行時点で市場金利以下であり、かつ、フロアーがレバレッジされていない場合に、主契約と密接に関連していると明記されている。
19. ポートフォリオに含まれるローンの組込フロアーには、フロアーの公正価値から生じた重要

³ 【訳者注】IFRS第9号「金融商品」では、4.3.3項(a)に該当する。

⁴ 【訳者注】IFRS第9号では、B4.3.8項(b)に該当する。

な未実現利得が含まれていた(すなわち、フローアはイン・ザ・マネーであった)。発行者は、新しく発行したフローアを取得した第三者からのプレミアムを現金で回収することにより、その利得を実現し、計上するため、当該日時点の組込デリバティブの公正価値と等しい価格でフローアを発行することを計画していた。フローアを単独で発行した場合、IAS 第 39 号第 43 項及び第 47 項(b)⁵に従って、当初認識時その後もそれを公正価値で測定することが要求されるが、住宅ローンのポートフォリオに含まれる組込デリバティブは公正価値で測定されないことから、発行者は、当初認識後、包括利益計算書のボラティリティが人為的に生じる結果になると考えた。

20. そのようなボラティリティが生じないようにするため、発行者は、組込デリバティブが公正価値で測定されるようにするための公正価値ヘッジを設計した。発行者は、ヘッジ対象リスクに対応する組込フローアをヘッジ対象に指定し、ヘッジを指定した時点でそれを公正価値で測定することを計画していた。組込フローアを公正価値で認識した場合、損益計算書において利得が直ちに認識されることになる。これは、主契約からの分離を示唆するものであった。発行したフローアは、ヘッジ手段として指定され、回収したプレミアムは金融負債として認識される。したがって、ヘッジ対象リスクによる組込デリバティブ及び発行したフローアの公正価値の事後的な変動は、ヘッジが有効な範囲で対称的に計上されることになる。

企業結合における組込フローアの会計処理

21. 同時に、発行者は、組込フローアが含まれる住宅ローン・ポートフォリオを有する金融事業を取得している途中であり、上記と同じ会計処理を適用することを提案していた。

執行決定

22. 執行者は、企業結合のケース以外では、組込デリバティブの当初評価後に組込フローアを分離し、公正価値で測定することには同意しなかった。

執行決定の根拠

23. 組込フローアは当初認識時に分離不能な組込デリバティブであるとみなされていたことから、ヘッジの開始時点で、組込フローアを分離し、全面公正価値で測定するために住宅ローン・ポートフォリオの帳簿価額を修正することは IAS 第 39 号に準拠していない。当初認識後、そのような組込デリバティブを IFRIC 第 9 号「組込デリバティブの再評価」⁶に従って分離することは企業結合以外ではできない(ただし、契約条件が大きく変更された場合を除く)。
24. IAS 第 39 号第 89 項(b)⁷に従うと、ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象に係る利得又

⁵【訳者注】IFRS 第 9 号では、それぞれ 5.1.1 項及び 4.2.1 項(b)に該当する。

⁶【訳者注】2010 年 10 月に、IFRIC 第 9 号は IFRS 第 9 号に組み込まれた。

⁷【訳者注】IFRS 第 9 号では、6.5.8 項(b)に該当する。

は損失は、ヘッジ対象の帳簿価額を修正して、損益計算書に認識しなければならない。したがって、ヘッジ関係の指定後に生じた組込フロアーの公正価値の変動だけを損益計算書に認識することができる。組込フロアーをヘッジ対象として指定したからといって、組込デリバティブを分離し、公正価値で測定できることにはならない。

企業結合後の組込フロアーの会計処理

25. IFRS 第 3 号第 18 項に従うと、取得企業は識別可能な取得した資産及び引き受けた負債を取得日時点の公正価値で測定しなければならない。IFRS 第 3 号第 16 項(c)は、取得企業に対して、取得日時点で存在する条件に基づいて、IAS 第 39 号に従って組込デリバティブを主契約から分離すべきかどうかを判定することを要求している。
26. したがって、取得日時点で、取得企業は住宅ローン・ポートフォリオを公正価値で計上し、組込デリバティブを主契約から分離すべきかどうかを判断することになる。そのため、IAS 第 39 号 AG33 項(b)⁸ に従い、企業結合日時点でフロアーが市場金利を上回っているかどうかを評価しなければならない。市場金利を上回っている場合、組込フロアーは主契約と密接に関係しているとみなすべきではなく、融資契約から分離し、組込デリバティブと主契約の両方を公正価値で計上しなければならない。
27. その後、IAS 第 39 号に従い、分離したデリバティブは公正価値で測定し、その変動を純損益で会計処理しなければならない。また、主契約は新しい償却原価で計上しなければならず、これには当初実効金利の再計算が必要になる。

IV 番号 EECS/0213/04—金融商品から生じるリスクの性質及び範囲

事業年度:2012 年 4 月 30 日

論点の分野:リスク開示

関連する基準書:IFRS 第 7 号「金融商品:開示」

発行者の会計処理についての記述

28. 発行者の主要事業はリミテッド・リコース債を複数回発行することであり、その受取金は投資を行うために使用される。債券のある発行回からの受取金により取得した資産は、他の発行回からの資産とは区別して担保として保有される。債券保有者が原投資のエクスポージャーに係るリスクと経済価値を負っている。発行された債券の中には、金利スワップ、通貨スワップ、クレジット・デフォルト・スワップ等のデリバティブを締結することにより、一部のリスクをヘッジしているものもある。これらの発行者が有する株式資本は額面金額であり、株主は利益の分配を受けない。当該債券に係るリターンは、原投資の業績に基づいている。3つの異なる発行者から、以下のようなシナリオが生じていた。

⁸【訳者注】IFRS 第 9 号では、B4.3.8 項(b)に該当する。

発行者 1

29. 発行される債券は、発行ごとに、トータル・リターン・スワップ（債券発行者のポートフォリオに連動）、特殊投資ファンド、オルタナティブ投資のヘッジ・ファンド、株式リンク・スワップ、及びインフレ又は金利連動投資の投資カテゴリーのうち、どれか 1 つに連動している。財務諸表において、当該発行者は原投資に対する正味エクスポージャーを有しないと説明されており、その結果、リスク開示は最低限の決まり文句であった。
30. 財務諸表における信用リスク開示には、すべての資産の（すなわち、合計した）信用度の表が含まれていた。定性的な信用リスクの開示に関しては、財務諸表において、発行者が信用リスクをモニタリングする責任を外部のサービス提供者に委託していることが説明されており、構造的に償還請求権が限定されていることから、発行者は信用リスクに対する正味エクスポージャーを有しないとだけ説明されていた。

発行者 2

31. 発行された債券は、資産担保債券とクレジット/デリバティブ・リンク債を組み合わせたものである。それぞれの発行回の債券は、社債、貸付金及びデリバティブ等の金融商品の異なる組合せによって担保されている。債券の裏付となっている金融商品は上場又は未上場のものがあり、社債や貸付金のさまざまな組合せが含まれており、クレジット・デフォルト・スワップ等のデリバティブへの投資により、基礎となる名目上の参照銘柄のポートフォリオ（例：社債）の信用にリンクしている。
32. 発行されている債券は償還請求権が限定されているため、元本及びリターンの回収可能性は、原金融資産の業績及びデリバティブの相手方がコミットメントを守る能力に左右される。発行者の財務諸表では、債券保有者に償還される最終的な金額は、担保として保有される投資及びデリバティブの売却から得る受取金に応じて決まると開示されていた。「その他の価格リスク」に関しては、IFRS 第 7 号の定義が開示されていたものの、リスク・エクスポージャーがどのように生じ、変動するかについては説明されていなかった。

発行者 3

33. 発行者は、社債（資産担保債券）とトータル・リターン・スワップやクレジット・デフォルト・スワップ等を通じたデリバティブ担保債券に投資を行っており、リターンは、参照負債性証券銘柄の名目ポートフォリオにリンクしていた。発行者により発行されたそれぞれのデリバティブ担保債券は、例えば、その価値が、社債や貸付金のさまざまな組合せで構成される負債性証券の名目ポートフォリオへの投資に連動しているトータル・リターン・スワップ等のデリバティブの購入により担保されていた。
34. 発行者は、発行した債券の一部に関してアセット・スワップ契約を締結したこと、また、債券

保有者に最終的に償還される金額は、トータル・リターン・スワップからの受取金及び当該スワップ契約の条件に基づきスワップの相手方が支払いを義務付けられる支払金額に応じて決まることを開示していた。開示では、発行者が外部文書により定義される信用格付けを有する相手方と取引を行っていることが説明されていた。すべてのデリバティブ取引に関し、デリバティブの相手方が 1 人しかいなかったにもかかわらず、カウンターパーティー・リスクに関する定性的開示は行われていなかった（発行者は、デリバティブの相手方とその信用格付けを特定しており、それは当期中に悪化していた）。発行者は、デリバティブのカウンターパーティー・リスクに対するエクスポージャーやそれを管理する目的、方針及びプロセスについての開示も、それらの前期からの変動についての開示も行っていなかった。

執行決定

35. 発行者は、金融商品の保有から生じるリスクに関し、発行者 1 は信用リスクに関して、発行者 2 は「その他の価格リスク」に関して、また、発行者 3 は集中リスクに関して、財務諸表に適切な定量的及び定性的開示が含まれていなかったと判断した。

執行決定の根拠

36. IFRS 第 7 号第 33 項は、金融商品から生じるそれぞれのリスクについて、リスクに対するエクスポージャー及び当該リスクがどのように生じたのか、リスク管理の目的、方針及び手続きならびにリスクを測定するために用いている方法、また、前期からの変動を開示することを求めている。IAS 第 1 号第 112 項(c)は、財務諸表のどこにも表示されていないものの、財務諸表の理解に関連性のある情報を提供することを要求している。

発行者 1

37. IFRS 第 7 号 B3 項は、個々の取引間の重要な差異又は関連するリスク間の重要な差異が曖昧になってしまうほど、情報を合算して開示を行ってはならないと明記している。発行者レベルで信用リスクを開示した場合、すべての金融商品（また、発行されたすべての債券）が類似の信用リスク・エクスポージャーを有すると示唆することになるため、個々の取引間又は関連するリスク間の重要な差異が曖昧になる可能性がある。
38. しかしながら、財務諸表に見られる、原資産の信用度と信用度の変化、債券の発行回ごとに裏付けとなっている資産の種類が異なること、また、投資の集中の変化は、債券の発行回ごとに信用リスクが著しく異なっていることを示唆するものであった。

発行者 2

39. 「その他の価格リスク」は、市場リスクの 1 つの構成要素であり、IFRS 第 7 号付録 A において、市場価格の変動（金利リスク又は為替リスクにより生じる変動を除く）により金融商品の公正価値又は将来キャッシュ・フローが変動するリスクであり、それらの変動が個々の金

融商品又は発行体固有の要因により生じるものであるのか、市場で売買されているすべての類似の金融商品に影響を及ぼす要因により生じるものであるのかを問わないと定義されている。

40. 発行者による開示には、IFRS 第 7 号第 33 項及び第 34 項、IAS 第 1 号第 112 項(c)により要求されるように、債券保有者がさらされている金融商品から生じるその他の価格リスクの性質及び範囲を利用者が評価するための情報が十分に含まれていなかった。そうした開示には、その他の価格リスクへのエクスポージャーの性質についての記述(例えば、種類や投資の種類、発行体、通貨、地理的条件、上場又は非上場投資の集中に基づく記述)、当期中の「その他の価格リスク」の変動、また、その他の価格リスクの適切な定量的開示(リスクの集中があればリスクの集中及び必要に応じて感応度分析)が含まれていなければならない。

発行者 3

41. デリバティブの使用により一部のリスクは軽減するものの、発行者がすべてのデリバティブ取引に関して 1 人のデリバティブの相手方としか取引を行っていないことから信用リスクが生じる。デリバティブ担保債券やクレジット・リンク債の場合、債券保有者は、収益及び借入れた元本に対するリターンをもたらすというコミットメントを果たす当該相手方の能力により大きく依存することになるため、カウンターパーティー・リスクに対する潜在的エクスポージャーは大きくなる。発行された債券は、原資産に対する直接所有権ではなく、デリバティブにより担保されていた。
42. 財務諸表には、デリバティブの相手方から生じるリスク、それらのリスク管理の目的、方針及び手続き、それらのリスクの変動と、もしあればその変動の理由についての定性的開示は含まれていなかった。発行者に固有の状況に鑑みると(それがデリバティブ担保債券であり、すべてのデリバティブ取引に関してデリバティブの相手方が 1 人しか存在しないという事実)、財務諸表におけるリスク開示には、デリバティブのカウンターパーティー・リスクに対する債券保有者のエクスポージャーの性質及び範囲と、債券保有者がさらされているデリバティブから生じるデリバティブのカウンターパーティー・リスクとその集中を利用者が評価するための情報が十分に含まれていなかった。
43. 開示は、デリバティブのカウンターパーティー・リスクの性質及び範囲を利用者が評価できるようにするものでなければならず、発行者に固有の状況を反映していなければならない。そのような開示には、デリバティブのカウンターパーティー・リスクの性質とそれが発行者に固有の状況においてどのように生じたのかについての記述、(必要に応じて)相手方ごとの全デリバティブ金融商品の分析、デリバティブの相手方の信用格付けが引き下げられた場合の影響を説明した改善された定性的開示、債券保有者が有するデリバティブのカウンターパーティー・リスクへのエクスポージャーが軽減される可能性(例:相手方が債務不履行

となる場合にどのような措置が取られるかを含む)が含まれていなければならない。

V 番号 EECS/0213-05—コモディティ契約の額面を変更するために支払われた金額のキャッシュ・フロー区分

事業年度:2011年12月31日

論点の分野:キャッシュ・フローの分類

関連する基準書:IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」

発行者の会計処理についての記述

44. 発行者は鉱業を営んでおり、固定価格による先渡契約の条件に従って、鉱床からの生産物を一部銀行に販売している。先渡契約は、鉱床の開発を行うための資金提供を銀行から受けること条件として当初締結されたものであった。しかしながら、当該契約は別個の契約であり、当該借入の返済は生産水準や生産されたコモディティのスポット価格とは関係していない。
45. 発行者は、先渡契約がIAS第39号「金融商品:認識及び測定」第5項に定められる自己使用に係る免除規定を満たしているとして、当該契約をデリバティブとして会計処理していなかった。代わりに、当該契約に基づき行われる販売は、IAS第18号「収益」に従って会計処理していた。
46. 2011年中、発行者はある地域の事業をすべて処分した。その結果、生産が低下した期間において、当該先渡契約に基づく供給義務を履行できなくなる可能性が生じた。発行者が、スポット市場において購入しなければならなくなるリスクがあった。したがって、発行者は、銀行に対し、先渡契約の額面を減らすための一回限りの支払いを行った。
47. 発行者は、その一回限りの支払いは営業活動の一部ではないと考え、財務活動によるキャッシュ・アウトフローに区分した。また、支払いの相手方は、発行者に資金提供している銀行であったため、それが適切であると考えた。
48. 発行者は、この支払いにより、先渡契約の性質が変化したとは考えず、販売を引き続きIAS第18号に従って会計処理した。

執行決定

49. 執行者は、キャッシュ・フローを財務活動によるキャッシュ・アウトフローに分類したことに同意せず、それが営業活動によるキャッシュ・アウトフローであると判断した。

執行決定の根拠

50. IAS第7号第6項において、財務活動とは、企業の拠出資本及び借入の規模と構成に変

動をもたらす活動とされている。当該先渡契約は、融資契約には直接関係しておらず、財政状態計算書において借入金の一部としては認識されていなかった。そのため、その支払いは、発行者の資本又は借入に影響を及ぼしていなかった。

51. また、契約に基づき販売から繰り返し受領している現金は、営業活動からのキャッシュ・インフローであると考えられた。一回限りの現金の支払いにより、当該契約に基づく将来のキャッシュ・インフローが修正された。キャッシュ・アウトフローを営業活動に区分すれば、同じ性質を有するキャッシュ・フローの取り扱いが首尾一貫したものになる。

VI 番号 EECS/0213-06—売上原価における棚卸資産の原価の表示

事業年度:2011年12月31日

論点の分野:損益計算書の表示

関連する基準書:IAS第1号「財務諸表の表示」

発行者の会計処理についての記述

52. 2011年中、発行者は大きな事業を取得した。この企業結合で取得した棚卸資産は、IFRS第3号第18項に従って取得日時点の公正価値で測定された。これにより、公正価値測定に伴う増加額が生じた。取得した棚卸資産の重要な部分は2011年に売却された。
53. 損益計算書において、企業結合で取得し、企業結合後に取得企業が売却した棚卸資産の原価は、2つの科目(1つは売上原価、もう1つは営業収益における「非経常項目」)に分けられていた。売上原価に表示されていた部分は、被取得企業の財務諸表におけるそれらの棚卸資産の帳簿価額と対応していた。非経常項目に表示されていた部分は、企業結合の測定の一環で認識された公正価値測定に伴う増加額に対応しており、発行者のEBITの30%にのぼっていた。非経常項目は、財務諸表の注記において説明されていた。
54. 発行者は、棚卸資産を公正価値で再評価することは、公正価値測定に伴う増加額のため、発行者のグロス・マージンの低下につながるとの事実を強調していた。発行者は、マージンのこの部分を非経常項目として分離し、非経常項目の性質について注記で明確に表示することで、グロス・マージンの構造的変化を利用者が評価できるようになると主張した。
55. また、発行者は、IFRSにおける売上原価(cost of goods sold/cost of sales)の定義は、あまり正確ではなく、企業結合の影響を反映するためにはあまり適していないと主張した。また、損益計算書を機能別に表示する際にも重要な判断が必要になる。同時に、営業費用を経常/非経常で区分することは、機能に基づく構造とは概念上異なっており、代わりに非経常費用を企業の特定の機能に配分できるようにすべきである。

執行決定

56. 執行者は、発行者に同意せず、売却した棚卸資産の原価は売上原価に表示すべきであると判断した。

執行決定の根拠

57. IFRS 第3号第18項は、企業結合で取得した識別可能資産を取得日時点の公正価値で測定することを要求している。そのため、被取得企業が保有していた棚卸資産の帳簿価額は、取得日時点の公正価値となる。
58. IAS 第2号「棚卸資産」の第34項によれば、棚卸資産を売却した場合、それらの棚卸資産の帳簿価額は、関連する収益が認識される期間に費用として認識しなければならない。IAS 第2号第38項において、売上原価は、過去に棚卸資産の測定値に含まれていて現時点では販売されている原価や、棚卸資産の製造原価のうちの未配賦製造間接費及び異常発生額が含まれると定義されている。そのため、棚卸資産の帳簿価額全体(公正価値測定に伴う増加分を含む)を売上原価として表示しなければならない。
59. 発行者は、損益計算書に認識した費用の分析を、機能に基づいた分類を使って表示している。IAS 第1号第103項によれば、企業は、売上原価をそのような表示を使って他の費用とは区別して表示する。IAS 第1号第101項によれば、頻度、利得又は損失の潜在的可能性、及び予測可能性が異なる可能性のある財務業績の構成要素を明確にできるように、費用を下位分類しなければならない。したがって、売上原価において追加の開示を行うことにより、費用の特定の性質を強調することは適切である。

VII 番号 EECS/0213-07—連結範囲

事業年度:2011年12月31日

論点の分野:連結範囲

関連する基準書:IAS 第27号「連結及び個別財務諸表」⁹

発行者の会計処理についての記述

60. 上場休眠会社である発行者は、2010年2月にB社の発行済株式の100%を取得した。発行者は、(EC第7号指令第13条第3項(c)から派生した国内法の適切なセクションに従い)B社は後日転売するだけの目的で保有している企業であると考えた。発行者は他の子会社を有していなかったため、B社を連結範囲から除外したことにより、連結財務諸表の作成は行われなかった。作成者は、IFRSに基づき連結財務諸表を作成する義務を有しないと考え、個別財務諸表のみを作成した。B社を連結した場合、財務諸表には重要な影響が生

⁹ 【訳者注】2011年5月に、改訂版IAS第27号(表題は「個別財務諸表」に修正)が公表されており、IFRS第10号「連結財務諸表」が、支配の原則及び連結財務諸表の作成に関する要求事項を扱っている。

じたはずであった。

61. 発行者は、連結財務諸表を作成すべきか否かを判断するにあたり、1983年6月13日 EC 第7号指令 83/349(EC 第7号指令)の第1条から第15条までを転載した国内法のすべてのセクションを考慮しなければならないと主張した。
62. 発行者は、国際会計基準の適用に関する2002年7月19日採択欧州議会・理事会規則 (EC) No 1606/2002 と、会計に関する1978年7月25日採択 EC 第4号指令 78/660EEC 及び1983年6月13日採択 EC 第7号指令 83/349/EEC の一定の条項に関する欧州委員会の公表コメント¹⁰(以下、「EC コメント」)が、適用される法律の一部であるとは考えなかった。そのため、発行者は、当該コメントによって連結財務諸表の作成義務等のいかなる義務も生じることはないと主張した。

執行決定

63. 執行者は、発行者の判断に同意せず、EU が承認した IFRS に従って連結財務諸表を作成すべきであると結論付けた。

執行決定の根拠

64. EC コメントは承認された法律の一部ではないものの、連結財務諸表を作成することを求める要求事項が存在するか否かを企業がどのように判断すべきかについての指針を示したものである。EC コメント第2.2.2項には、特に「企業が連結財務諸表の作成を要求されるか否かの判断は、第7号指令から転載した国内法を参照して継続的に行わなければならない」、また、「連結範囲からの一定の除外は、第7号指令第13条から第15条に定められている。上記で述べたように、連結財務諸表が要求されるか否かを決めるのは、会計指令から派生した国内法である。しかし、連結財務諸表が要求される場合、連結範囲、したがって、どの企業をそれらの連結財務諸表に含めるべきか、また、どのように含めるべきかを決めるのは承認された IAS である。したがって、会計指令に基づく連結範囲からの除外は適切ではなく、連結財務諸表は承認された IAS に従って作成しなければならない」と記載されている。
65. 記載されているケースにおいて、会社が EC 第7号指令第4条に示されている種類である場合、EC 第7号指令から転載した国内法が、この会社が連結財務諸表の作成を要求されるか否かを判断する際の基礎となる。第7号指令の第1条、第2条、第3条(1)、第4条、

¹⁰ 【原文では脚注1】 国際会計基準の適用に関する2002年7月19日採択欧州議会・理事会規則(EC) No 1606/2002 と、会計に関する1978年7月25日採択 EC 第4号指令 78/660EEC 及び1983年6月13日採択 EC 第7号指令 83/349/EEC の一定の条項に関する欧州委員会コメント(2003年11月)は、
http://ec.europa.eu/internal_market/accounting/docs/ias/200311-comments/ias-200311-comments_en.pdf から入手できる。

第 5 条から第 9 条、第 11 条、第 12 条及び第 13 条(2a)がこの要求事項に関連している。

66. しかしながら、国内法に基づき連結財務諸表の作成が要求される場合、連結範囲は、企業を連結財務諸表に含めるべきことを定めた IFRS の要求事項に基づいて決定しなければならない。したがって、第 7 号指令の第 13 条から第 15 条(第 13 項(2a)を除く)に定められる連結範囲からの除外は、IFRS に従って連結財務諸表を作成する際には関連がない。
67. 結果的に、第 7 号指令第 13 条第 3 項(c)から派生した国内法のセクションは、連結財務諸表の作成が求められるか否かの判断には関係がなく、発行者は IFRS 連結財務諸表の作成を要求される。

VIII 番号 EECS/0213-08—企業結合における無形資産の識別

事業年度:2011 年 12 月 31 日

論点の分野:企業結合における無形資産の識別

関連する基準書:IFRS 第 3 号「企業結合」、IAS 第 38 号「無形資産」

発行者の会計処理についての記述

68. 発行者は商業銀行であり、2011 年に、経営不振に陥った銀行の事業を一部取得した。当該取引は企業結合の要件を満たし、発行者は耐用年数を確定できる無形資産を認識した。残りの金額 CU20 百万(発行者の総資本の 15%)はのれんに配分された。
69. 2011 年の IFRS 財務諸表において、発行者は、のれんが取得した活動からの期待収益、事業活動の統合によるシナジーや「預金余剰」(取得した預金金額と貸出金額の差額と定義される)に主に帰属すると説明していた。発行者は、のれんのほとんどは、取得した顧客から生じた預金余剰に起因するものであると考えた。取得した預金は、取得した貸出金を大きく上回っており、発行者は顧客が当該銀行への預金を今後も継続するであると予想した。預金余剰の予想価値に等しい額ののれんが、取得した事業を除く既存の事業である資金生成単位に配分された。これは、既存の事業が預金余剰からの便益を享受すると発行者が予想したためである。残りののれんは、取得した事業である別の資金生成単位に配分された。
70. 取得した預金の金利は、発行者が過年度の活動の資金を調達するために発行した債券の金利を大きく下回っていた。発行者は、これによって当該銀行の年間の資金調達費用が、年間 CU3.5 百万に著しく低下すると見積った。発行者は、年間の資金調達費用は、10 年間にわたり直線的に減少し、その正味現在価値は取得した全のれんの 80%にのぼると予想した。発行者は、預金余剰を使用することの利点は、銀行 2 行を統合することの価値に関連しており、それは事業の統合により期待されるシナジーに関係するものであるため、のれんの一部を構成するはずであるとしていた。

執行決定

71. 執行者は預金余剰の金額をのれんに含めることに同意せず、それが、企業結合の一部として認識すべき耐用年数を確定できる個別に識別可能な無形資産であると判断した。

執行決定の根拠

72. IFRS 第 3 号 B34 項によれば、被取得企業又は結合後企業から個別に分離可能ではない無形資産は、関連する契約、識別可能な資産又は負債との組合せによって分離可能となる場合、分離可能性要件を満たす。したがって、預金余剰は顧客の預金及び貸出金との組合せにより区別でき、別の銀行がそれによる便益を享受でき、当該預金は現在の環境における代替的な資金源と比較して低い金利を有していることから、預金余剰はのれんとは別に無形資産として認識しなければならない。
73. IAS 第 38 号第 33 項は、企業結合で取得した無形資産は、当該資産に具現化された将来の経済的便益が、企業に流入する可能性に関する期待を反映するものであると述べている。預金余剰の使用による便益の価値は、発行者が預金余剰を取得するために自発的に支払う価格である。この価格は、取得した預金余剰から発行者が得る将来の経済的便益に関して入手できる最善の情報に基づくものである。預金の価値には、例えば貸出の実行又は代替の資金源として預金を使用できるため、銀行が得る流動性が含まれる。
74. 預金余剰を使うことによる便益は、2 つの企業を統合したことから生じるシナジーではなく、耐用年数を確定できる個別に識別可能な無形資産であり、のれんとは区別して識別し、認識しなければならなかった。

IX 番号 EECS/0213-09—非支配持分を取得するための条件付支払

事業年度:2011 年 12 月 31 日

論点の分野:非支配持分を取得するための条件付支払

関連する基準書:IAS 第 32 号「金融商品:表示」

発行者の会計処理についての記述

75. 発行者は、取得を通して成長してきた歴史があり、事業の過半数の株式を、後日行使する残りの非支配持分(NCI)に対するオプションと共にしばしば取得している。2011 年、発行者は 2009 年に実施した企業結合の残りの NCI を取得した。
76. 当該 NCI に係る支払は、初回の固定額の支払と、その後 3 年間にわたって行われる一連の条件付支払額が含まれるように定められている。この条件付の支払は、最大額を上限として、取得した事業の将来の EBITDA に基づくように定められていた。

77. 発行者は、IAS 第 27 号「連結及び個別財務諸表」第 30 項¹¹に従い、初回の固定額の支払を資本取引として認識した。条件付の支払は、その日時点では会計処理されなかった。代わりに、発行者は、それを偶発負債であると考え、IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」第 86 項に従って開示していた。当該開示には、支払の予想時期と取締役による決済金額の見積りが含まれていた。

執行決定

78. 執行者は、条件付の支払を偶発負債として取り扱うことに同意せず、金融負債として認識し、当初認識時に公正価値で測定すべきであると判断した。

執行決定の根拠

79. 事業に係る条件付対価は、IFRS 第 3 号「企業結合」第 39 項及び第 40 項に従い、取得時に認識しなければならない。しかし、IAS 第 27 号には、子会社に対する NCI の取得に係る条件付対価の会計処理についていかなる指針も含まれていない。
80. しかしながら、条件付の支払に係る契約は IAS 第 32 号第 11 項における金融負債の定義を満たしている。当該企業は、契約条件に基づき、NCI の売手に対して現金を支払う義務を有している。発行者の意思によってその義務を回避することはできない。
81. 条件付支払の金額は、取得した事業の EBITDA に応じて決まるが、それ自体、顧客の需要など発行者又は売手の支配の及ばないさまざまな要因に依存している。IAS 第 32 号第 25 項には、契約における双方の当事者の支配が及ばない現金を支払う条件付の義務は、金融負債の定義を満たし、公正価値で当初認識しなければならないと明示されている。条件付の支払は NCI の取得に関係するものであるため、相殺仕訳は直接資本に認識することになる。

X 番号 EECS/0213-10—繰越税務欠損金から生じる繰延税金資産

事業年度:2011 年 12 月 31 日

論点の分野:繰延税金資産の評価

関連する基準書:IAS 第 12 号「法人所得税」

発行者の会計処理についての記述

82. 発行者は商業銀行である。2011 年の IFRS 連結財務諸表において、発行者は正味繰延税金資産を CU21.6 百万(総資産の 18.6%)認識しており、そのうち CU4.1 百万は将来加算一時差異であり、CU25.7 百万は税務上の繰越欠損金であった。その国の税制では、税務

¹¹ 【訳者注】当該要求事項は、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」では第 23 項に該当する(訳者注 7 も参照)。

上の繰越欠損金を使用できる期間に関して時間的な制約は存在しないとされている。発行者は、税務上の繰越欠損金を使用することになる将来の課税所得は、7年のうちに生じると予想していると開示していた。

83. この見方は、2012年から2018年の予算に基づくものであった。発行者は、過去の損失と比較して貸付金の減損が著しく減少し、その結果、将来の課税所得に著しい影響が及ぶとともに、他の銀行の減損損失と比較して貸付金の減損率が低くなると予想していた。

執行決定

84. 発行者は、税務上の繰越欠損金から生じる繰延税金資産をすべて認識することは認めず、将来加算一時差異の範囲でしか認識すべきではないと判断した。

執行決定の根拠

85. IAS第12号第34項は、繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金に関して、将来のその使用対象となる課税所得が稼得される可能性が高い範囲内で認識しなければならないと定めている。IAS第12号第35項は、税務上の繰越欠損金の存在は、将来課税所得が稼得されないという強い根拠となると説明している。
86. したがって、近年に損失が発生した経歴がある場合、企業は、税務上の繰越欠損金から生じる繰延税金資産を、十分な将来加算一時差異を有する範囲でのみ、あるいは繰越欠損金の使用対象となる十分な課税所得が稼得できるという、信頼すべき証拠がある範囲でのみ認識する。
87. 発行者は、過去4年間重大な損失を認識していた。CU21.6百万の繰延税金資産を使用するには、発行者はCU86.4百万の利益(既存の法人税率25%で計算)を認識しなければならない。これに対して、発行者が過去5年の間に認識した損失は年間平均CU12百万であった。
88. 発行者には、十分な将来加算一時差異がなかったことから、繰延税金資産を認識するには、将来課税所得が稼得できることを示す、他の信頼すべき証拠が存在しなければならない。執行者は、予算と予算の根拠をそのような証拠とみなすことができるかどうかを考慮した。予算の正確性に影響を及ぼす最も重要な要因は、貸付金の減損水準を予測する発行者の能力であった。
89. 過去2年間の予想業績と実際の業績を比較したところ、主に貸付金の減損損失に関して重大な差異が存在していた。2012年上半期の期中財務諸表において、発行者は、貸付金に関し、1年について予想していた減損損失と同額の減損損失を認識していた。発行者は、2010年と2011年に関しては予測からの乖離が銀行部門全体で生じていたとして、予測を効果的に行う能力は、2010年と2011年の予算と実績を比較することによって評価すること

はできないと主張した。しかしながら、執行者は、税務上の繰越欠損金は、IAS 第 12 号第 36 項(c)に示される再発しそうな特定の原因によって発生したものではないと考えた。

90. 結果として、発行者は正確な予測を過去に行うことができず、2010年及び2011年に関して予算と実績の間に重大な差異が存在していたことから、発行者の予算と仮定は他の信頼すべき証拠ではなかった。貸付金の減損損失に関し、発行者は、将来の収益に影響を及ぼすと予想され、よって繰延税金資産の使用を可能にする事項を示す文書ではなく、主に利息収益についての一般的な仮定及び経済の回復の兆候に基づき将来の予算を表示していた。
91. 最後に、発行者はその財務諸表において、継続企業としての存続能力について重大な不確実性を開示していた。継続企業としての発行者の存続能力についての重大な不確実性は、繰延税金資産の認識を考慮する際に勘案しなければならない。

XI 番号 EECS/0213-11—セグメント開示—地域に関する情報

事業年度:2011年12月31日

論点の分野:企業全体の開示

関連する基準書:IFRS 第8号「セグメント報告」

発行者の会計処理についての記述

92. 発行者は、複数の大陸の多くの国で事業を行っており、財務諸表において多額ののれんを認識している。セグメント報告における財務諸表の注記において、発行者は、IFRS 第8号第33項により求められるように、収益と非流動資産の地域分析を表示していた。企業の本国についての情報と、他に重要であると考えられた2カ国に関する情報が別々に識別されており、収益及び非流動資産の残りの金額は「その他」のカテゴリーに表示されていた。
93. 発行者は、顧客に関する無形資産を地域分析に係る開示に含めていた。しかし、のれんは非流動資産の地域分析から除外していた。

執行決定

94. 執行者は、のれんを非流動資産の地域分析から除外することに同意しなかった。

執行決定の根拠

95. IFRS 第8号第33項(b)は、金融商品、繰延税金資産、退職後給付資産及び保険契約から生じる権利を除く非流動資産について、企業が資産を保有する場所が、(i)企業の本国に所在する資産、及び(ii)すべての外国に所在する資産合計の開示を要求している。海外の各国における資産に重要性がある場合、それらの資産は区分して開示しなければならない。さらに、IFRS 第8号 BC56 項では、「非流動資産」の開示に無形資産を含めることが明記

されている。

96. 発行者には、事業を行う地域に関して2つの事業セグメントがあり、それらの各セグメントについて報告しているセグメント資産の一部にのれんを含めていた。当該 CGU は地域に基づくものであり、のれんは、のれんの減損テストのためにこれらの各地域に配分されていた。発行者の CGU のほとんどは、国又は限定的なグループの国に基づくものであった。そのため、IFRS 第 8 号第 33 項(b)が要求しているように、識別され、本国及びそれ以外のすべての国に配分されたのれんの金額を合計で開示することは可能であった。

XII 番号 EECS/0213-12—公表されているものの発効していない新基準の開示

事業年度:2011 年 12 月 31 日

論点の分野:開示

関連する基準書:IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」

発行者の会計処理についての記述

97. 発行者の年次財務諸表は EU において承認されている IFRS に従って作成されていた。その財務諸表では、IASB が公表し EU が承認したものの、まだ発効しておらず、財務諸表において早期適用されていないすべての新基準及び解釈指針、ならびに既存の基準及び解釈指針への修正と、それらを初めて適用した場合に生じうる影響を評価する際に関連性のある情報を考慮したと開示されていた。したがって、財務諸表の承認日時点で EU が承認していた新基準及び解釈指針のみが発行者による IAS 第 8 号第 30 項の評価に含められていた。公表されているものの、EU が承認していない基準についての情報は含まれていなかった。

執行決定

98. 執行者は、IASB が公表しているもののまだ発効していない新基準、解釈指針及び既存の基準への修正についての開示を、EU が承認したものだけに限定することに同意しなかった。執行者は、EU が承認しているか否かにかかわらず当該開示を行うことを求めた。

執行決定の根拠

99. IAS 第 8 号第 30 項は、発行者に対し、公表されているもののまだ発効していない新基準を開示し、それらの適用が適用初年度における財務諸表に及ぼす、起こり得る影響を見積るよう求めている。
100. 発行者のケースでは、IASB が公表しているものの EU が承認していない関連する新基準には、IAS 第 19 号「従業員給付」(2011 年)、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」、IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」及び IFRS 第 13 号「公正価値測定」があった。発行者の活動の性

質を考慮すると、これらの基準のいくつかは発行者の財務諸表に重大な影響を及ぼす可能性があった。

101. EU は IAS 第 8 号を承認しており、承認プロセスの結果、IAS 第 8 号の第 30 項に修正は加えられていない。したがって、この項を EU が既に承認した基準、解釈指針及び修正に限定して適用することは適切ではない。
102. また、IAS 第 1 号第 112 項(c)は、財務諸表の注記に、財務諸表のどこにも表示されていないが、財務諸表の理解に関連性のある情報を提供することを求めている。発行者にとって IAS 第 19 号(2011 年)は重要であることから、IAS 第 1 号第 112 項(c)に従って注記で開示することは、財務諸表の理解に関連性があるものと判断された。